

十二 要求事項

○職工人夫の分

- 一、現在の職工には日給十錢を昇給せしめられたし
 - 二、人夫には日給男一圓二十錢、女七十錢を支給せられたし
 - 三、定期昇給確立、年一回最低五錢以上を昇給せしめられたし
 - 四、賞與は半期に給料の半箇月分以上を支給せられたし
 - 五、退職手當の制定、法規を準用せられたし
 - 六、作業設備を完備せられたし
 - 七、休憩時間は正午三十分、午前午後各十五分以上を與へられたし
- 附 帶 條 件
- 一、争議中の日給は全額支給せられたし

- 二、本争議に犠牲者を出さざること
- 三、争議費用は工場主に於て負擔せられたし

○傳習生（徒弟工）の分

一、給 付

- 1、毎月の手當は最低五圓、最高十五圓を支給せられたし
- 2、日用品一切を支給せられたし
- 3、作業服を一年四回支給せられたし
- 4、年二回外出洋服を、外に和服夏冬一揃を與へられたし
- 5、年三回作業靴を支給せられたし
- 6、年一回外出用帽子、靴を支給せられたし
- 7、賞與は半期に最低一ヶ月最高一ヶ半年半を支給せられたし